

年末調整の書類提出について

従業員の皆さまへ

対象		提出期限	
提出先		提出方法	

年末調整は、毎月の給与から源泉徴収した所得税の過不足を精算する手続です。提出された申告書の内容によって、還付・徴収の金額が変わります。期限までのご提出にご協力ください。

控除証明書は秋以降に順次届きます。見当たらない場合は再発行に時間がかかりますので、早めにお手元をご確認ください。

提出いただく書類（☐にチェックしてから提出してください）

☐

【全員】給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶養している親族がない方も、氏名・住所等の記入が必要です

☐

【全員】基礎控除・配偶者控除等・特定親族特別控除・所得金額調整控除の申告書

ご本人と配偶者等の本年の所得の見積額を記入してください

☐

【該当者】給与所得者の保険料控除申告書

生命保険・地震保険・社会保険料・小規模企業共済等掛金がある方

☐

【該当者】上記の控除証明書（原本または電子交付データ）

申告書とは別に添付が必要です。添付漏れが最も多い書類です

☐

【該当者】住宅借入金等特別控除申告書と年末残高等証明書

住宅ローン控除の2年目以降の方

☐

【該当者】前職の源泉徴収票

本年中に前職がある方

ご注意